

地方分権 21世紀ビジョン懇談会の間取りまとめ

2006年4月28日

問題意識—何故今分権か

- ・ 小泉構造改革の下で突破口が開かれた「国から地方へ」の改革を加速し、真の地方分権への歩みを続けなくてはならない。
- ・ グローバルな都市間競争の時代には、独自の魅力の形成が地域の生き残りの鍵であり、地域の創意工夫を活かせる仕組みが求められている。
- ・ 未曾有の財政赤字を解決し、人口減少下で長続きする財政構造を確立するため、国への依存を止め、無駄のない地方財政の姿を作り上げるべきである。

現状の問題点

- ・ 行き過ぎた国の関与と地方の財政的依存
- ・ 地方の累積債務の増大
- ・ 人口が減少する中での持続性の劣化
- ・ 地域独自の魅力の形成が不十分
- ・ 住民参加、住民による監視（ガバナンス）が不十分
- ・ 不透明な地方行財政の実態

対応の方向性

1. 総論

分権改革の目指すべき方向性は、次の5つに要約できる。

- ・ 地方が自由と責任を持って自立できるよう、国と地方の関係を「複雑重層から単純明快へ」、「縦型から水平対等へ」と転換する。
- ・ 地方においても簡素で効率的な「小さな政府」をつくる。
- ・ 全国一律ではない、人々をひきつける独自の魅力と活力に溢れた地域をつくる。
- ・ 国に依存することなく、受益と負担に関する住民の選択、住民による監視（ガバナンス）をエンジンにした住民自治を実現する。
- ・ 住民が他の地域と比較できる明確な基準を設定し、情報開示を徹底する。それによって透明性を確保する。

2. 各論

(1) 新分権一括法の提出

- ・地方の自由度を拡大するため、国の規制・関与の廃止・縮小を大胆に進めるとともに、「自治事務の執行基準は原則として条例で決める」という基本方針で、国と地方の権限と責任を抜本的に見直すべきである。

(2) 地方債の完全自由化

- ・国は、地方の自主性に委ね、資本市場において各自治体の信用力に応じた地方債の格付けが行われる状況を速やかに実現するよう、環境整備等に取り組むべきである。また、地方債の多様化に取り組むべきである。その際、情報開示を徹底させるべきである。
- ・地方債の完全自由化後は、新発地方債に対する交付税措置は廃止すべきである。その際、投資的事業に対する財政措置のあり方を抜本的に見直すことが必要である。

(3) “再生型破綻法制”の整備

- ・護送船団方式により形成された「国が何とかしてくれる」という神話が、財政規律の緩みにつながってきた面を否定できない。
- ・数年以内に“再生型破綻法制”を整備すべきである。併せて、第三者機関等を活用した早期是正措置を導入すべきである。その際、移行期間の設定等により、環境の激変を緩和すべきである。

(4) 税源配分

- ・歳出比が国4：地方6であることを踏まえ、税源配分を見直し、地方税への税源移譲を実現すべきである。
- ・法令、補助金等、地方財政計画を通じた国の過度の関与と財源保障が地方の自立を妨げており、その縮小と、国の関与から自由な地方独自の財源の拡大が必要である。
- ・税源配分の見直しと以下の交付税改革を通じて、まずは一定規模以上の自治体について、不交付団体が全体の約半分となるようにすべきである。
- ・地方への税源配分を考えるに当たっては、税源の偏在性等に配慮すべきであ

る。また、課税自主権の実質的な拡大を行うべきである。

(5) 交付税改革

- ・ 地方交付税については、国の規制・関与の廃止・縮小を大胆に進めるとともに、「結果平等、規律の緩みを生みやすい仕組み」から「機会平等、住民による自己規律が働く仕組み」への転換を目指すべきである。こうしたことに対応し、現行の複雑な交付税の算定基準を抜本的に改め、誰でもわかる簡便な算定基準に順次変えていくべきである。
- ・ 一方で、真に配慮を要する自治体に対して対応できるような仕組みを確保すべきである。
- ・ 国と地方のプライマリーバランス黒字化に向け、地方のプライマリーバランスについても目標を定めて大幅に改善すべきである。

(6) 補助金改革

- ・ 地方提案を踏まえ、国庫補助負担金を大幅に廃止・削減すべきである。

(7) 地方行革

- ・ 今夏を目途に、例えば以下の点等について地方行革の新指針を策定すべきである。
 - 情報開示の徹底、住民監視（ガバナンス）の強化
 - 地方公会計改革（地方の資産・債務管理）
 - 地方公務員の総人件費の削減
 - 地方における市場化テストの促進

(8) 道州制、市町村合併、都道府県と市町村の関係の見直し

- ・ 第28次地方制度調査会の答申（本年2月28日）を踏まえ、10年後の姿として、道州制への移行の検討を含め本格的な地方分権を目指すべきである。

以上は、10年後のあるべき地方分権の姿を念頭に置きつつ行われたこれまでの議論の中間取りまとめである。今後、最終取りまとめに向け、上記の改革を実現するための改革工程のあり方、目標設定のあり方について議論を深めることとしたい。